

国 自 整 第 9 1 号
令 和 元 年 8 月 2 3 日

独立行政法人自動車技術総合機構

理事長 柳川 久治 殿

国土交通省自動車局長

一見 勝之

自動車の審査業務の徹底した改善について

今般、自動車の審査業務に用いる前照灯試験器の判定値の設定に誤りがあり、道路運送車両の保安基準に適合しない車両を適合と誤判定したおそれがあることについて報告があったところである。

自動車の審査業務に用いる機器の判定値の設定誤りについては、「自動車の審査業務の改善について」(平成29年12月12日付、国自整第244号)に基づき、業務の厳正な執行を徹底するため、再発防止を指示したところであるが、今般、審査業務の改善に取り組む中、再度同種事案が発生したこと、及び誤った判定値で検査を実施した事実が無かった様に偽装が行われたことは、本事案に関する重大さを受け止めていないと言わざるを得ない行為であり、誠に遺憾である。

については、厳正な審査業務の実施を徹底するため、改めて再発防止対策を見直すこと及び誤判定したおそれがある車両の基準の適合性の確認検査を実施するとともに、これらの実施状況について、四半期毎を目処に報告されたい。